

感染制御部への報告が必要な感染症一覧

院内感染対策委員会(平成13年7月26日施行、令和2年3月6日改訂)

以下は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」平成10年10月2日 法律第114号の第6条に掲げる疾病のうち、本院院内感染対策委員会で感染制御部への報告が必要と定めた感染症(右端○)が発生した場合は、感染制御部が院内感染対策情報を主治医らへ迅速に提供し、主治医らと協力して院内感染予防にあたります。

・感染制御部連絡先(内線:5703 PHS:82-803 PHS:82-804)

・保健所への感染症の届け出は、医療支援課医療安全係/感染制御部(内線:7729, 5703)が窓口となります。

感染症類型	届出期間	疾患名	感染制御部への報告			保健所への届出
			入院患者	外来患者	職員等	
1類感染症	診断後直ちに届ける	(1) エボラ出血熱	○	○	○	○
		(2) クリミア・コンゴ熱	○	○	○	○
		(3) 痘そう	○	○	○	○
		(4) 南米出血熱	○	○	○	○
		(5) ペスト	○	○	○	○
		(6) マールブルグ病	○	○	○	○
		(7) ラッサ熱	○	○	○	○
2類感染症	診断後直ちに届ける	(1) 急性灰白髄炎	○	○	○	○
		(2) 結核	○	○	○	○
		(3) ジフテリア	○	○	○	○
		(4) 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	○	○	○	○
		(5) 中東呼吸器症候群(MERS)	○	○	○	○
		(6) 鳥インフルエンザ(H5N1)	○	○	○	○
		(7) 鳥インフルエンザ(H7N9)	○	○	○	○
3類感染症	診断後直ちに届ける	(1) コレラ	○	○	○	○
		(2) 細菌性赤痢	○	○	○	○
		(3) 腸管出血性大腸菌感染症	○	○	○	○
		(4) 腸チフス	○	○	○	○
		(5) パラチフス	○	○	○	○
4類感染症	診断後直ちに届ける	(1) E型肝炎	○	○	○	○
		(2) ウエストナイル熱	○	○	○	○
		(3) A型肝炎	○	○	○	○
		(4) エキノコックス症	○	○	○	○
		(5) 黄熱	○	○	○	○
		(6) オウム病	○	○	○	○
		(7) オムスク出血熱	○	○	○	○
		(8) 回帰熱	○	○	○	○
		(9) キャサヌル森林病	○	○	○	○
		(10) Q熱	○	○	○	○
		(11) 狂犬病	○	○	○	○
		(12) コクシジオイデス症	○	○	○	○
		(13) サル痘	○	○	○	○
		(14) ジカウイルス感染症	○	○	○	○
		(15) 重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)	○	○	○	○
		(16) 腎症候性出血熱	○	○	○	○
		(17) 西部ウマ脳炎	○	○	○	○
		(18) ダニ媒介脳炎	○	○	○	○
		(19) 炭疽	○	○	○	○
		(20) チクングニア	○	○	○	○
		(21) つつが虫病	○	○	○	○
		(22) デング熱	○	○	○	○
		(23) 東部ウマ脳炎	○	○	○	○
		(24) 鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1,H7N9)を除く)	○	○	○	○
		(25) ニパウイルス感染症	○	○	○	○
		(26) 日本紅斑熱	○	○	○	○
		(27) 日本脳炎	○	○	○	○
		(28) ハンタウイルス肺症候群	○	○	○	○
		(29) Bウイルス病	○	○	○	○
		(30) 鼻疽	○	○	○	○
		(31) ブルセラ症	○	○	○	○
		(32) ベネズエラウマ脳炎	○	○	○	○
		(33) ヘンドラウイルス感染症	○	○	○	○
		(34) 発しんチフス	○	○	○	○
		(35) ボツリヌス症	○	○	○	○
		(36) マラリア	○	○	○	○
		(37) 野兔病	○	○	○	○
		(38) ライム病	○	○	○	○
		(39) リッサウイルス感染症	○	○	○	○
		(40) リフトバレー熱	○	○	○	○
		(41) 類鼻疽	○	○	○	○
		(42) レジオネラ症	○	○	○	○
		(43) レプトスピラ症	○	○	○	○
		(44) ロッキー山紅斑熱	○	○	○	○

感染症類	届出期間	疾患名	感染制御部への報告			保健所への届出		
			入院患者	外来患者	職員等			
5類感染症 (全数把握)	診断後7日以内に届け出る	(1) アメーバ赤痢	○	○	○	○		
		(2) ウイルス性肝炎 (A型及びE型を除く)	○		○	○		
		(3) カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	○	○	○	○		
		(4) 急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く)	○	○	○	○		
		(5) 急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)	○	×	○	○		
(6) クリプトスポリジウム症		○	○	○	○			
(7) クロイツフェルト・ヤコブ病		○	○	○	○			
(8) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症		○	○	○	○			
(9) 後天性免疫不全症候群 (HIV)		HIV相談室に連絡 (内線7025)			×	○		
(10) ジアルジア症		○	○	○	○			
(11) 侵襲性インフルエンザ菌感染症		○	○	○	○			
	診断後直ちに届け出る	(12) 侵襲性髄膜炎菌髄膜炎	○	○	○	○		
5類感染症 (定点把握)	診断後7日以内に届け出る	(13) 侵襲性肺炎球菌感染症	○	○	○	○		
		(14) 水痘 (入院例に限る)	○	○	○	○		
		(15) 先天性風しん症候群	○	○	○	○		
		(16) 梅毒	○	○	○	○		
		(17) 播種性クリプトコックス症	○	○	○	○		
		(18) 破傷風	○	○	○	○		
		(19) バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	○	○	○		
		(20) バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	○	○	○		
		(21) 百日咳	○	○	○	○		
			診断後直ちに届け出る	(22) 風しん	○	○	○	○
		(23) 麻しん	○	○	○	○		
	診断後7日以内に届け出る	(24) 薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	○	○	○		
5類感染症 (定点把握)	診断後7日以内に届け出る	(1) RSウイルス感染症	○	×	○	×		
		(2) 咽頭結膜熱 (プール熱)	○	×	○	×		
		(3) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	×	○	×		
		(4) 感染性胃腸炎	○	×	○	×		
		(5) 水痘 (水ぼうそう)	○	×	○	×		
		(6) 手足口病	○	×	○	×		
		(7) 伝染性紅斑 (リンゴ病)	○	×	○	×		
		(8) 突発性発しん	×	×	×	×		
		(9) ヘルパンギーナ	○	×	○	×		
		(10) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	○	×	○	×		
		(11) インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	○	×	○	×		
		(12) 急性出血性結膜炎	×	×	×	×		
		(13) 流行性角結膜炎	○	×	○	×		
		(14) 性器クラミジア感染症 (男性・女性)	×	×	×	×		
		(15) 性器ヘルペスウイルス感染症 (男性・女性)	×	×	×	×		
		(16) 尖圭コンジローマ	×	×	×	×		
		(17) 淋菌感染症	×	×	×	×		
		(18) クラミジア肺炎 (オウム病を除く)	×	×	×	×		
		(19) 細菌性髄膜炎 (髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く)	○	×	○	×		
		(20) マイコプラズマ肺炎	○	×	○	×		
		(21) 無菌性髄膜炎	×	×	×	×		
		(22) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	×	×	×	×		
		(23) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	×	×	×	×		
		(24) 薬剤耐性緑膿菌感染症	×	×	×	×		
		(25) 摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状 (明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く)	×	×	×	×		
		(26) 発熱及び発しん又は水疱	×	×	×	×		
類型別以外の感染症		(1) 食中毒	○	×	○	○		
		(2) 帯状疱疹	○	×	○	×		
		(3) 疥癬	○	×	○	×		
		(4) 頭しらみ寄生症	○	×	○	×		
		(5) ニューモシスチス肺炎	○	○	○	×		
新型インフルエンザ等感染症	診断後直ちに届け出る	(1) 新型コロナウイルス感染症	○	○	○	○		

※ 患者だけでなく家族・見舞い者も院内感染の原因となりうる場合は、感染制御部へ連絡する。

※ 上記以外の感染症についても院内感染の危険があると考えられる場合には、感染制御部へ連絡する。

※ 感染症及び感染対策については、感染制御部が窓口となっているので不明な点は連絡する。

※ 感染制御部への連絡方法は、緊急の場合は電話を使用し、緊急性のない場合や電話が不通の場合はメール又はファクスを使用する。

感染制御部
電話／FAX : (706-) 5703 (D.I.)
kansen@med.hokudai.ac.jp